

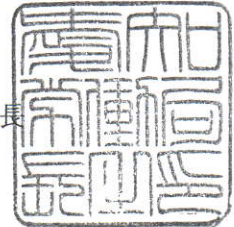


愛労発基第531号

平成24年5月24日

一般社団法人日本クレーン協会東海支部長 殿

愛知労働局長



クレーン等作業にかかる安全管理の徹底について

平素より、クレーン等に対する労働災害防止の推進につきましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、クレーン等に対する作業の安全確保については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいてクレーン等安全規則、クレーン等各構造規格及び運転士等に対する安全衛生教育の推進等によりその徹底を図ってきたところです。

貴協会及び会員事業場のご協力もあって、全国的には移動式クレーンの転倒災害は長期的には減少傾向にありますが、今なお毎年のように発生している状況です。それに加えクレーン・移動式クレーンの巻上等ワイヤーロープの破断事故が愛知県内においては平成23年に10件、平成24年に入っては5月10日までにすでに3件発生していることは誠に遺憾なことであります。

これらの事故の調査結果を見ますと、発生原因がクレーン等の構造的欠陥によるものではなく、保守・点検（メンテナンス）・運転操作の不備によるものへ事故原因が移行しつつあるものと思われ、その背景には昨今の景気動向による機械の酷使、部品の交換時期の遅れ等もあるものと考えられます。また、労働者死傷病報告の分析によれば、クレーン等を起因物とする災害件数はほぼ横ばいであるものの、玉掛用具を起因物とする災害は増加傾向にあり、玉掛用具の点検と適正な使用も大きな課題となっている状況にあります。

つきましては貴協会に対する平成20年3月26日付け愛労発基第127号「移動式クレーンに係る転倒災害防止の徹底について」及び平成22年6月28日付け愛労発基第314号「移動式クレーン転倒等に対する「事故報告書」提出の徹底について」の要請に加えて、クレーンに使用されるロープ・玉掛用ロープ等各種ワイヤーロープの点検が徹底されるよう貴協会の会員をはじめ関係方面に対し周知されるよう要請します。